

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第25期第3四半期)

自 2023年8月1日

至 2023年10月31日

株式会社イタミアート

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第3 四半期累計期間	9
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年3月4日
【四半期会計期間】	第25期第3四半期（自 2023年8月1日 至 2023年10月31日）
【会社名】	株式会社イタミアート
【英訳名】	itamiarts inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊丹 一晃
【本店の所在の場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河田 肇
【最寄りの連絡場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河田 肇

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第3四半期累計期間	第24期
会計期間	自 2023年2月1日 至 2023年10月31日	自 2022年2月1日 至 2023年1月31日
売上高 (千円)	2,402,736	2,506,542
経常利益 (千円)	215,468	127,096
四半期(当期)純利益 (千円)	148,827	91,817
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	150,500	150,500
発行済株式総数 (株)	1,050,000	1,050,000
純資産額 (千円)	416,723	270,182
総資産額 (千円)	2,570,389	2,227,252
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	141.74	87.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	16.2	12.1

回次	第25期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2023年8月1日 至 2023年10月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	60.41

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、無配のため、記載しておりません。
5. 当社は、第24期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第24期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2022年11月15日開催の取締役会決議により、2022年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
7. 第25期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第24期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①経営成績の状況

当第3四半期累計期間（2023年2月1日～2023年10月31日）における日本経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に分類移行されたことなどで個人消費が持ち直したことや、行動制限や入国制限の緩和など政策的な追い風により回復の兆しがみられる一方、ウクライナ情勢の長期化により地政学的緊張が続くほか、原材料・エネルギー価格の高騰、インフレの拡大などにより景気後退に対する懸念も払拭できず、依然として経済の見通しは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、新型コロナウイルスの蔓延によって実施されてきた様々な制限が徐々に緩和されるにつれて、販促需要が一気に高まりました。加えて、原材料やエネルギー価格の高騰に対する施策として、主力商品であるのぼり旗や横断幕等の価格改定を順次行いました。夏になるとイベント関連需要の高まりなどで「うちわ印刷キング」での販売が好調に推移しました。一方で、8月後半から9月にかけて気温の高い傾向が続いたことで秋向け商材の需要がやや後ろ倒しになりましたが、10月に入ると気温が徐々に下がり秋向け商材の需要が安定して伸長してまいりました。需要時期の変化にあわせたDMの発送やキャンペーンを実施するなど戦略的なプロモーション活動を行ったほか、SEO対策にも注力した結果、主要なサイトで流入数が増加しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,402,736千円、営業利益は189,291千円、経常利益は215,468千円、四半期純利益は148,827千円となりました。

なお、当社はSP商材の企画・制作・販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は2,402,736千円となりました。これは主に、原材料やエネルギー価格の高騰を販売価格に転嫁したことや、戦略的にプロモーション活動を実施したこと、夏場のイベント関連需要の高まりなどで「うちわ印刷キング」での販売が好調に推移したほか、SEO対策に注力したこと等によります。

##### (売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は1,449,366千円となりました。これは主に、原材料の仕入及び経費の計上によるものです。この結果、売上総利益は953,369千円となりました。

##### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は764,077千円となりました。これは主に、人件費、荷造運賃及び広告宣伝費の計上によるものです。この結果、営業利益は189,291千円となりました。

##### (営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期累計期間の営業外収益は37,346千円となりました。これは主に、為替差益及び受取家賃の計上によるものです。また、当第3四半期累計期間の営業外費用は11,169千円となりました。これは主に、支払利息及び賃貸費用の計上によるものです。この結果、経常利益は215,468千円となりました。

##### (特別利益、特別損失、法人税等合計額、四半期純利益)

当第3四半期累計期間の特別利益は2,560千円となりました。これは、投資有価証券売却益の計上によるものです。当第3四半期累計期間の特別損失の計上はありません。当第3四半期累計期間の法人税等合計額は69,201千円となり、当第3四半期累計期間の四半期純利益は148,827千円となりました。

## ②財政状態の状況

### (資産)

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べ343,137千円増加し、2,570,389千円となりました。流動資産は、前事業年度末と比べ254,187千円増加し、917,088千円、固定資産は、前事業年度末と比べ88,949千円増加し、1,653,301千円となりました。

流動資産の主な増加要因は、現金及び預金が103,549千円、受取手形及び売掛金が116,803千円それぞれ増加したことによるものです。

固定資産の主な増加要因は、機械及び装置が69,260千円、投資その他の資産が34,997千円それぞれ増加した一方、建物が21,349千円減少したことによるものです。

### (負債)

当第3四半期会計期間末の負債は、前事業年度末と比べ196,596千円増加し、2,153,666千円となりました。流動負債は、前事業年度末と比べ5,822千円減少し、745,085千円、固定負債は、前事業年度末と比べ202,418千円増加し、1,408,581千円となりました。

流動負債の主な減少要因は、買掛金が29,254千円、その他流動負債が22,285千円、賞与引当金が12,271千円それぞれ増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が63,876千円減少したことによるものです。

固定負債の主な増加要因は、長期借入金が216,872千円増加した一方、その他固定負債が15,954千円減少したことによるものです。

### (純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比べ146,540千円増加し、416,723千円となりました。

主な要因は、利益剰余金が四半期純利益の計上により148,827千円増加したことによるものです。

## (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

## (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,200,000
計	4,200,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,050,000	1,050,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,050,000	1,050,000	—	—

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2023年8月1日～ 2023年10月31日	—	1,050,000	—	150,500	—	52,500

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,050,000	10,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,050,000	—	—
総株主の議決権	—	10,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2023年8月1日から2023年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（2023年2月1日から2023年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年1月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	312,773	416,323
受取手形及び売掛金	201,049	317,852
電子記録債権	—	3,275
商品及び製品	26,894	23,747
仕掛品	22,943	24,772
原材料及び貯蔵品	46,224	71,112
その他	53,014	60,005
流動資産合計	662,900	917,088
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	662,241	640,892
機械及び装置（純額）	341,482	410,742
土地	424,740	424,740
その他（純額）	74,246	78,534
有形固定資産合計	1,502,711	1,554,909
無形固定資産	18,860	20,614
投資その他の資産	42,780	77,778
固定資産合計	1,564,351	1,653,301
資産合計	2,227,252	2,570,389
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	61,750	91,005
1年内返済予定の長期借入金	385,482	321,606
未払法人税等	54,494	48,736
賞与引当金	15,480	27,752
その他	233,698	255,984
流動負債合計	750,907	745,085
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	1,046,732	1,263,604
退職給付引当金	5,460	6,870
資産除去債務	20,413	20,504
その他	33,557	17,603
固定負債合計	1,206,162	1,408,581
負債合計	1,957,069	2,153,666
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	150,500	150,500
資本剰余金	52,500	52,500
利益剰余金	64,895	213,723
株主資本合計	267,895	416,723
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,287	—
評価・換算差額等合計	2,287	—
純資産合計	270,182	416,723
負債純資産合計	2,227,252	2,570,389

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)
売上高	2,402,736
売上原価	1,449,366
売上総利益	953,369
販売費及び一般管理費	764,077
営業利益	189,291
営業外収益	
受取家賃	12,620
売電収入	3,866
為替差益	18,708
その他	2,151
営業外収益合計	37,346
営業外費用	
支払利息	4,438
賃貸費用	2,638
売電費用	1,756
その他	2,336
営業外費用合計	11,169
経常利益	215,468
特別利益	
投資有価証券売却益	2,560
特別利益合計	2,560
税引前四半期純利益	218,028
法人税、住民税及び事業税	82,178
法人税等調整額	△12,977
法人税等合計	69,201
四半期純利益	148,827

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

電子記録債権割引高

	前事業年度 (2023年1月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年10月31日)
電子記録債権割引高	3,562千円	一千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)
減価償却費	124,373千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2023年2月1日 至 2023年10月31日）

当社はSP商材の企画・制作・販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の事業は、SP商材の企画・制作・販売の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)
のぼり	1,237,750
幕	587,117
うちわ	150,040
冊子	118,508
その他	309,318
顧客との契約から生じる収益	2,402,736
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,402,736

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年10月31日)
1株当たり四半期純利益	141円74銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	148,827
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	148,827
普通株式の期中平均株式数(株)	1,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月22日

株式会社イタミアート  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

神田正史

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

齊藤幸治

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社イタミアートの2023年2月1日から2024年1月31日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間（2023年8月1日から2023年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（2023年2月1日から2023年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イタミアートの2023年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上